## 学校における非違行為(盗撮行為)の防止に向けた対策について

令和6年9月6日 日立市立日高小学校長

## Ⅰ 学校全体の取組

- ・学校での犯罪防止にかかる研修を月 | 回以上(職員会議、職員集会、臨時集会、研修会)実施する。
- ・空き教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行う。空き教室には不要なもののを置かないよう にし、常に整理整頓をして、カメラの設置場所を作らない。
- ・児童への指導や面談は、できるだけ複数体制で行う。カウンセリングなど複数人数での指導がな じまない場合は、管理職への事前・事後の報告をする。
- ・不祥事防止のためのセルフチェックを定期的に行い、自己の行動パターンが非違行為に近づいて ないか、勘違いされるような行為はないか、確認する。
- ・SNSでの児童生徒及び保護者との私的なやりとりを原則禁止とする。
- ・管理職が教職員面談を通して、教職員の悩みや精神状態など、個々の状況を把握しておく。
- ・相談窓口(いばらき被害者支援センター、勇気の電話(県警)、茨城県人権啓発推進センターなど) を広報しておき、被害者、同僚、家族等からの通報が受理できる体制をつくっておく。
- ・管理職は、県や市からの通達を確実に一人一人に伝える。(電子連絡版、紙媒体、口頭等)
- ・風通しの良い環境づくりをする。

## 2 教職員の取組

- ・私用のスマートフォンは、原則、職員室のみで使用する。特別な理由がある場合には、管理職の 許可のもと使用する。
- ・不審物を見つけたら、一人で対応せず、すぐに管理職に報告する。
- ・同僚性を高め、お互いに悩みなど話し合える関係づくりをする。誰かを孤立させない。
- ・日頃から疑われないような行動をする。
- ・緊急事態以外は、深夜や休日など、単独で校舎を使用しない。
- ・自分が不祥事を起こせば、職場の同僚だけでなく、家族にも迷惑をかけることになることを自覚 し、常に自分事として考える。
- ・不必要な撮影はしない。
- ・常に教育公務員として世間から見られているという自覚をもち、学校内外でコンプライアンス意 識をしっかりもって行動する。